

特定非営利活動法人 ブリッジフォースマイル

利益相反規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ブリッジフォースマイル（以下「法人」という。）の役員及び職員（以下「役職員」という。）の利益相反についての自己申告に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この規程は、法人の役職員に対して適用する。

(自己申告)

第3条 役職員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たに法人以外の団体等（PTA、任意団体を含む）の役職を兼ね、又はその業務（報酬が発生するものに限る）に従事すること（以下「兼職等」という。）となる場合には、事前に副理事長に書面で申告するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、法人と役職員との利益が相反する可能性がある場合（例えば、法人と業務上の関係にある他の団体等に役職員が関係することによってかかる可能性が生ずる場合を含むが、これに限られない。）に関しても前項と同様とする。

3 役職員は、原則として、前2項の状態において自己又は第三者の利益を図ることで法人の利益を損なう恐れのある行為を行ってはならない。やむを得ない理由によりかかる行為を行う場合には、事前に副理事長に書面で申告するものとする。

4 副理事長が前各項及び次条の規定に基づく申告を行う場合には、これを理事長に対して行うものとする。

(定期申告)

第4条 役職員は、毎年一回、当該役職員の兼職等の状況その他前条の規定に基づく申告事項の有無及び内容について副理事長に書面で申告するものとする。

(申告後の対応)

第5条 前2条の規定に基づく申告を受けた副理事長は、理事会において協議（但し、申告を行ったものが理事会のメンバーであるときは、当該者を除いて協議する）の上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った者に対して、この法人との利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置（以下「適正化等措置」という。）を求めるものとする。

2 前項にかかわらず、第3条第4項に規定する場合、申告を受けた理事長は、必要に応じ、速やかに当該申告を行った副理事長に対して適正化等措置を求めるものとする。

(申告内容及び申告書面の管理)

第6条 第3条又は第4条の規定に基づいて申告された内容及び提出された書面は、管理チームにて管理するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、監事の同意及び理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2020年4月12日から施行する。